

日本赤十字広島看護大学

日本赤十字広島看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、2000（平成12）年に看護学部のみ単科大学として開学した。その後、看護学研究科を開設し、1学部1研究科を有する大学となっている。キャンパスは、広島県廿日市市に有り、建学の精神に基づいて、教育研究活動を展開している。

貴大学では、2008（平成20）年度に本協会の大学評価を受けた後から、法人の第二次中期計画を受け、大学としての中期計画を定め、「入学定員に対する入学者数比率の適切性」と「専任教員の年齢の偏りの改善」を目標とし、徐々に改善が見られてきた。また、国内外の保健・医療・福祉の動向をとらえながら、赤十字の理想とする人道的任務を果たせるよう教育課程の改善に加え、教育研究組織や大学全体の組織改善、教育環境、学生支援方法の改善等を通じて、教育の質改善・改革に取り組んできた。

貴大学の取り組みとして、2009（平成21）年にヒューマン・ケアリングセンターを開設して、地域支援室を設け、地域住民の健康増進に向けた活動が充実するとともに、学生の参加や住民との交流を通じて、「地域と大学が知を共有する」ことに大きく貢献していること、看護学部の教育方法として、学習効果を高めるために、「赤十字看護教育サポーター制度」や臨床看護師の演習サポートを導入し、より臨床における実践能力の獲得に向けた教育法を創設し、教員、臨床指導者が啓発し合う「臨床指導者連携会」開催を通じて、質向上に寄与していることは、特徴といえる。

一方で、学生の受け入れにおける入学定員の超過が課題となっており、年々改善傾向にあるものの、適切な定員管理が望まれる。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学の目的として、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍で

きる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与する」と学則に定めている。この目的に沿って学部の教育理念を「生命の尊厳と人類の英知を基調とした真のヒューマン・ケアリングの実践、教育研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指す」とし、研究科の教育理念を、「学士課程で培われた教育を基盤として受け継ぎ、深化・発展させ、より質の高い看護を提供するために、看護教育、看護研究、看護実践領域における学際的実践的な指導者の育成に努める」などと定めている。

これらの教育理念・目的は、公的な刊行物である『Campus Life Handbook』やホームページなどによって、学生、教職員、受験生を含む社会一般に対して公表している。

教育理念・目的の適切性について、学部においては教授会や「教務委員会」、研究科においては研究科委員会で検証している。さらに、教育の質を保証し、人材育成目標などを審議するために、2013（平成25）年に「教育の質保証委員会」を設置し、検証している。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、1学部1研究科の看護分野の単科大学であり、附属施設その他の学内教育施設としてヒューマン・ケアリングセンターや赤十字資料館など5つの研究センターを有しており、高等教育機関にふさわしい教育研究組織となっている。特に、ヒューマン・ケアリングセンターでは、地域への貢献活動を担う地域支援室のほか、摂食・嚥下障害認定看護師教育課程を設け、専門職の養成に取り組んでいる。これらの取り組みは、ヒューマン・ケアリングを基軸とした活動であり教育理念・目的に合致した組織となっている。

また、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアの時代であることから、「創造的に役割を担う看護職の育成」を目指すとともに、講座内での意見交換を活発にし、助手・助教においても相互に学べる体制づくりを目指して、領域制から大領域制への再編が行われた。

教育研究組織の適切性については、教授会または研究科委員会において教育組織に関する検証を行ったうえで、経営会議の議を経て学長が最終的に決定している。また「看護教育開発委員会」や「教育の質保証委員会」等の委員会から教員組織の適切性に関わる意見を学長・学部長・研究科長が聴取し、経営会議での審議に役立てている。

3 教員・教員組織

<概評>

大学として求める教員像は、「赤十字の理念を深く理解し人道的見地から行動できる人材、教育・研究・地域貢献・大学運営に貢献する意欲と能力を有する人材」である。また、教員組織の編制方針については、2015（平成27）年9月に経営会議で「教員人事の基本方針について」を定め、教育課程の改編等に合わせて、より柔軟に対応できる教員組織とすることなど3項目を定めている。

教員の募集・採用・昇格についての選考基準や手続きは法人が定める「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」「日本赤十字広島看護大学教員選考基準規程」および「日本赤十字広島看護大学教員選考規程」に明文化している。専任教員数は、大学設置基準および大学院設置基準の必要専任教員数を満たしており、専任教員の年齢構成は、特定の年齢層に偏りのないよう配慮している。

教員の資質向上を図るために、「FD/S D委員会」を中心に活発に研修会が設けられ、全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の一環として、科学研究費など研究助成獲得に向けた研究計画書の作成のために研修会を開催し、教員の研究活動の支援を行っている。これらの取り組みは、科学研究費等の外部資金研究費の採択率の増加につながっている。また、教員の教育研究活動に対しては、職務専念義務免除制度により博士の学位取得を奨励するなどの取り組みを行っている。また、教員の自己評価による業績評価を実施しており、評価結果をもとに各教員が課題を明確化することなどに活用している。今後は教員の昇任・昇格の際に一部使用することとしている。

教員組織の適切性については、「経営会議」などで審議し、改善に向けて検討している。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

教育理念・目的を踏まえて、学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として、「ヒューマン・ケアリングの理念に基づく看護実践能力」などの6つの能力を身につけた者に学位を授与すると定めている。これに基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として、「人間の理解・知を深める・関係を深める・技を駆使する」の4つの領域により教育課程を構成することを定めている。

研究科においては、「生命の尊厳・人類の叡智」を基調としたヒューマン・ケアリ

ングを教育理念に掲げており、これを踏まえて学位授与方針として、教育・研究コースでは、「人間の尊厳と権利を擁護し、高い倫理観をもとに問題を探求する能力を持つこと」など4つの能力を、専門看護師（CNS）コースは、これらに加えて「看護学の専門分野における卓越した臨床看護実践能力を持つ」などさらに2つの能力を身につけた者に学位を授与すると定めている。その内容は、学士課程における学習内容を発展させる構成となっている。また、教育課程の編成・実施方針は、9つの専攻領域からなる教育・研究者コースと4つの専攻領域からなる専門看護師（CNS）コースを編成することなどを定めている。これらの方針は、ホームページ、『履修ガイド』などによって学生、教職員や受験生を含む社会一般に公表している。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部では、「教務委員会」での検証を経て、その結果を教授会で審議している。研究科では、研究科委員会や「教務小委員会」での検証を経て、その結果を教授会で審議している。

（2）教育課程・教育内容

<概評>

看護学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、一般教養科目、専門基礎科目、専門科目を順次的・体系的に配置し、看護学領域で必要な科目を系統的に履修できるよう配慮している。赤十字の理想とする人道の理念を学ぶため、「赤十字のあゆみと活動、赤十字救護・援助方法」などを必修科目として位置づけるほか、2012（平成24）年度には国際救援・開発協力看護師コースを設定している。

看護の基本的概念である「人間・社会」を学ぶ科目として、「人間の存在」「社会の構造と機能」「教育人間学」など、従来多くの大学で掲げる科目名とは異なる切り口で特色を出している。専門科目では、学生が身につける看護実践力として「看護技術力、看護判断力、コミュニケーション力、ヒューマンケアリングな関係形成力、チーム構築力」の5つの能力を定め、体系的な教育課程を編成している。

教育課程の適切性の検証は、「教務委員会」において行っており、学生および教職員に対するアンケート調査などにより確認している。

看護学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、共通基礎科目、共通専門科目、領域別専門科目を配置し、「教育・研究者コース」と「専門看護師コース」の各コースで「看

護理論」などのコースワークと「課題研究」などのリサーチワークのバランスに配慮したプログラムとなっている。「看護研究Ⅰ」と「ケアリング哲学・倫理」以外の科目は、選択科目として学生が学習ニーズに合わせて自由に履修できるよう配慮している。また、2012（平成24）年度には「災害看護専門看護師コース」を開講している。

教育課程の適切性の検証は、研究科委員会や「教務小委員会」が責任主体となり審議している。

（3）教育方法

<概評>

看護学部

授業形態として、講義、演習、実習がある。シラバスは、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにし、統一した書式により確認できるようになっている。あわせて、シラバスの内容は「教務委員会」による第三者チェックを行っている。

学習成果を高めるために、講義科目では、少人数クラスの授業、OSCE（客観的臨床能力試験）の実施、模擬患者の導入、シミュレーターの活用、「赤十字看護教育サポーター」制度を活用した臨床看護師の演習サポート、VODシステム、ICTを用いた教育方法など、多彩な教育方法を導入しており、創意工夫されている。特に「赤十字看護教育サポーター」制度を活用して、学内の演習への臨床看護師の参加により、臨地実習前に学生の学習内容や学習のレディネスを把握してもらうことで、その後続く臨地実習指導が円滑に行われ、実習の効果を高めていることは高く評価できる。

また、実習科目においては、実習期間中1グループに1名の教員を配置する体制を整備しており、すべての実習でポートフォリオシートを用いて担当教員が実習前・中・終了後に学生と面接を行うなど、丁寧な指導が継続してなされている。

教育内容・方法の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会として、2013（平成25）年度には「看護教育開発委員会」を設置し、看護教育力を高めるための具体的な研修会が積極的に行われている。

教育方法等に関する検証は、教務委員会が主導して、定期的に行っており、教育内容・方法等の改善については、学生に対し、ウェブページによる授業評価アンケートを実施し、シラバスと実際の授業との整合性を確認するなど、教員が教育内容や方法などを振り返る機会を積極的に設定している。

看護学研究科

演習やプレゼンテーション、討議といった教育方法をとっており、これの有効性を高めるため、1つの科目を2コマ連続で隔週に開講している。シラバスは、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにし、統一した書式により明記している。研究指導は、指導方法やスケジュールを明確に示した研究指導計画に基づき行われており、研究テーマに合わせて、指導教員と副指導教員の2名体制による多角的な指導が可能となっている。

教育内容・方法等の改善については、「FD研修会」において、大学院の看護教育に関するテーマを扱うとともに、各教員が、学生への授業アンケートの結果をもとに授業方法の改善を図っている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 臨地実習の受け入れ先である病院の臨床看護師に「赤十字看護教育サポーター」として学内の演習への参加を依頼し、臨地実習前に学生の学習内容や知識・技能の習得状況を把握してもらうことで、臨地実習での指導が円滑に行われ、実習の効果を高めている。また、実習施設との連携会では、実習関係者で貴大学の教育内容・方法の工夫の理解を深めるとともに、効果的な実習指導についてのグループワークを行うなど、実習関係者の連携を強化し、実践的かつ充実した指導体制による実習が行われていることは評価できる。

(4) 成果

<概評>

卒業、修了要件は、学則および大学院学則に定めるとともに、学部については『Campus Life Handbook』、研究科については『大学院履修ガイド』で、学生に明示している。研究科については、修士論文、課題研究ともに審査基準を、『大学院履修ガイド』に掲載することで、あらかじめ学生に提示している。

学位授与にあたっては、学部においては教授会、研究科においては研究科委員会で審議し、学長の責任において行われることが明文化され、手続きに従って学位を授与している。

学習成果を測定するための評価指標として、学部においては、卒業前OSCEにおける評価、看護基本技術項目と達成レベルの評価、実習における学習ポートフォリオの3点により積極的な評価を行っている。また、看護技術力など5つの期待される能力と各学年の到達目標・評価基準を明らかにした「看護実践力を俯瞰するマ

ップ」を作成し、これに基づく評価を通じて、実践力について指標をもって適切に評価することに努めている。

また、研究科においては、授業終了後のレポートや、修士論文の学会発表や学術誌への投稿による採択率を評価指標としている。専門看護師コースの修了生については、修了後の専門看護師としての認定審査の合格の有無による評価を評価指標として取り入れている。

5 学生の受け入れ

<概評>

学部・研究科それぞれに学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を定め、看護学部の学生の受け入れ方針として「看護学を学ぶための基礎的な学力や真摯に学修を継続できる力を有する人」など4つを定めている。また、研究科の学生の受け入れ方針として「専攻したい領域における基礎知識を身につけていること」など3つを定めている。これらの学生の受け入れ方針は、ホームページで公表するとともに、『募集要項』に掲載し、オープンキャンパスや説明会などの機会に説明することで、志願者への周知を図っている。

学生募集方法の全学的な取り組みとして、教員と入試課の職員がチームを組んで広島県内および中国・四国地域の高等学校を個別訪問し、教育理念や学生の受け入れ方針、教育の特色に関する広報活動を含めた募集活動をしている。

入学者選抜方法は一般入学試験、センター試験利用入学試験、推薦入学試験など多様な方法を設け、入学試験の実施に際しては学長、学部長、「入学試験委員会」を中心に入試課と協働しながら、すべての教職員が業務に従事している。

定員管理については、年々改善傾向にあるものの、看護学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が高いので、改善が望まれる。

学生の受け入れの適切性については、学部では「入学試験委員会」「学生募集委員会」において検証しているが、定員管理の適切性に向け、検証システムを機能させていくことが望まれる。また、看護学研究科においては、「入試小委員会」が検証のうえ、研究科長および学長が適切性を確認している。

<提言>

一 努力課題

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、看護学部において1.22と高いので、改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

修学支援、生活支援、進路支援に関する方針として、「学生が有意義な学生生活を送れるようにチューターを中心に、学習や生活面、将来の就職などについて相談に乗り、支援する」などと定め、『就職指導の手引き』などの配付に加え、教員会議を通じて教職員で共有している。

修学支援については、チューターと呼ばれる教員が履修や学習状況、大学生活全般を把握し、適宜、チューター長、学部長などに連絡や相談を行い、協働して学生を支援するなど、学習支援体制を充実しており、特に退学者・休学者の在籍者数に対する割合は少ない。チューター制度については、『Campus Life Handbook』に掲載することで学生へ周知している。奨学金などの経済的支援についても各赤十字病院の奨学金をはじめ、各種奨学金制度を導入している。加えて貴大学独自の特待生制度を設けるなど、支援体制の幅を広げている。

生活支援は、保健室の養護教諭、学生相談室のカウンセラー、チューターが連携を図り学生の相談に応じている。また、定期健康診断を実施して学生の健康保持に留意するとともに、「人権倫理委員会」を設置して相談体制を整備し、教職員を対象に研修会を開催するなど、ハラスメント防止対策を講じている。

進路支援についても、チューターや領域ごとの担当教員が中心となって個別指導を行い、就職希望学生の就職率も高い。また、全学年の学生を対象に、学生の社会的・職業的自立のための講演会を就職ガイダンスにあわせて開催している。

学生支援の適切性については、「学生支援委員会」が中心となって検証を行っている。その結果、「チューター会議」においてその役割を見直すなどの改善につながっている。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究環境整備の方針として、中期計画において「良好な教育研究環境を維持するための長期的視点にたった施設設備の計画的推進」などを定めており、中期計画の説明を通じて教職員は方針を共有している。

校地および校舎面積は大学設置基準等を満たしており、教育研究活動を行うために必要な施設や設備を整備している。設備には、点字ブロックなどバリアフリーへの対応がとられている。また、施設・設備の管理は管理業務の委託により行い、点検・更新が定期的に行われており、施設・設備の安全性、利便性の向上に関する取

り組みを行っている。

図書館における図書や学術雑誌は、十分な質・量を確保しており、専門的な知識を有する専任職員を配置している。平日は 20 時、土曜日は 17 時まで開館しているため、授業を終えた学生や、臨地実習から大学に戻ってきた学生および教員が利用できるような環境を整備しており、また、卒業生や一般の方の利用も多い。国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備については、国立情報学研究所の目録システムに参加し、国内の教育研究機関との間で学術情報の相互提供を実施している。また、図書館、研究室、自宅からいつでも図書館の蔵書検索が可能であり、所蔵のない文献に関してはパソコンによる手続きで、学術情報へのアクセスを整備している。

専任教員に対しては講師以上の教員全員に個人研究室を整備し、個人研究費の配分額を確保している。人的支援として、「教育・研究者コース」の大学院学生によるティーチング・アシスタント（TA）の制度がある。さらに臨床看護師による「学修サポート制度」（赤十字看護教育サポーター）を取り入れている。教員は教育、学会や研修活動、委員会や会議活動、社会活動等のさまざまな職務を並行し、工面しながら研究に専念する時間の確保を行っている。

研究倫理に関しては、「研究倫理審査要綱」に基づき、「研究倫理審査委員会」を設置し審査が行われている。研究倫理に関する研修会を 2015（平成 27）年 9 月に開催し、教員に研究倫理を浸透させるための措置を講じている。また、研究科では、必修である「看護研究Ⅰ」において、学生に対し、研究活動における倫理教育を行っている。

教育研究等環境の適切性の検証については、関係する各委員会で検討し、教授会を経て、「経営会議」で審議・決定し、予算編成とあわせて検討している。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献に関して、「本学の教育・実践・研究機能を学外に開き、社会との連携・協力しながら、地域の保健医療福祉に貢献する社会資源として活用できる生涯学習拠点として活動する」ことを基本方針として定め、生涯学習の提供や自治体との連携に重点をおいて活動している。2013（平成 25）年度には、ヒューマン・ケアリングセンターの活動方針として「地域と大学が知を共有することによる地域健康力の増進を目指すこと」を定め、活動計画とあわせてホームページを通じて教職員で共有し、学外者への周知も図っている。

2009（平成 21）年に社会との連携・協力の拠点となるヒューマン・ケアリングセ

日本赤十字広島看護大学

ンターを開設して同センターに地域支援室を設け、地域の保健医療施設、広島県廿日市市と包括協定を結ぶなど積極的な地域貢献に取り組んでいる。また、看護専門職に対する継続教育や地域住民の健康増進に向けた活動が充実している。具体的には、2012（平成24）年度からヒューマン・ケアリング事業の一環として「阿品台いきいきプロジェクト」を立ち上げ、大学、住民および廿日市市との連携強化を図っている。このプロジェクトは地域看護学実習の場とすることで、地域住民が大学の教育に参加・協力できる機会となっている。プロジェクト終了後も生活機能チェックや筋力測定などを行う「いきいき健康づくり2015」を開催したり、地域の活動に学生がボランティアとして参加するなど、地域の健康支援に継続して取り組んでいる。このような住民の健康力と地域力の活性化に向けた取り組みは時宜を得た取り組みとして評価できる。さらに、JA広島総合病院の看護師が学部の演習や実習前OSCEに参加するなど、地域の病院と大学が連携し、地域の医療機関との結びつきを強固にしている。

地域支援室では、看護職を対象とした中国四国赤十字関連施設・看護継続教育研修会、摂食・嚥下認定看護師教育課程公開講座、看護管理カンファレンス、看護リーダー研修会および地域住民を対象とした公開講座や救急法講習会を積極的に開催しており、受講者数は増加傾向にあり、看護専門職者のみならず地域への貢献度が高くなっている。

社会連携・社会貢献の適切性の検証は、地域支援推進委員会が「地域支援室活動報告書」を作成するだけでなく、参加者アンケートをもとに、経営会議、教授会などで検討し、次年度の活動に反映している。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

法人の策定した「日本赤十字学園第二次中期計画」を受けて、「日本赤十字広島看護大学中期計画」を定め、この中期計画において、組織運営体制の強化や効率的な業務執行体制の確立などの管理運営方針を明確にしており、学内情報システム「教職員ポータル」を通じて教職員で共有している。

意思決定プロセスは、「日本赤十字学園寄附行為」「日本赤十字学園理事会業務委任規程」に定め、理事会決定事項と学長の権限を明確にしている。さらに、法人の「日本赤十字学園看護大学規程」などの規程において、意思決定にかかる職制や組織を定めるとともに、「組織分掌規程」に基づき、経営に関する事項を審議する経営会議および教学関係について意見をとりまとめる教授会、研究科委員会を置くこ

日本赤十字広島看護大学

とを定めている。また、予算編成については、2013（平成 25）年度から経営会議が予算を編成することとなっている。

なお、学校教育法改正に係る対応については、「日本赤十字広島看護大学組織分掌規程」「教授会・教員会議運営規程」「研究科委員会・研究科教員会議規程」において、適正に対応している。

大学業務を支援する事務組織は、その分掌を明確に定めている。また、「日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」を定めて勤務評価を実施するほか、日本赤十字社等が実施する階層別研修に参加しており、2011（平成 23）年以降、大学職員の研修会などのスタッフ・ディベロップメント（SD）活動も継続して行っている。

監査法人による会計監査を行っている。また、監事による監査は、学校法人業務の監査、財産状況の監査を実施し、監査報告書を整備している。予算執行に係る手続きについては、「日本赤十字学園経理規程」において、明確な責任体制のもと執行することを定めている。今後は、これらの財務状況を恒常的かつ適切に検証する仕組みについて、より具体的な体制改善に向けての取り組みに期待したい。

（2）財務

<概評>

「中期事業計画（平成 21～25 年度）」を 2009（平成 21）年度に策定し、財政面への効果の検証を行いながら、目標の達成に向けて取り組んできた。

開学以来、翌年度繰越消費支出超過であった消費収支が、2010（平成 22）年度に翌年度繰越消費収入超過に転じ改善したことにより、2011（平成 23）年度にこれまで課題であった情報システムの全面更新を行うとともに、建物等の長期修繕計画を策定し、建物・設備の更新、修繕を進めている。情報システムの全面更新事業などにより 2011（平成 23）年度の消費収支は悪化したが、以降は毎年度改善している。また、法人全体では翌年度繰越消費収入超過の状態にあり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も良好で財政基盤は安定している。

なお、財務比率のうち帰属収支差額比率は、大学ベースで「保健系学部を設置する私立大学」、法人ベースで「理工他複数学部を設置する私立大学」のいずれの平均と比べても低く、また、過去 5 年間に於いて、大学部門では帰属収入の伸びがないことから、今後の人件費、経費の負担、施設設備等の充実、更新などにもなると財政悪化に陥らないよう、財政計画を策定し、安定した財政基盤を維持していくことが望まれる。

10 内部質保証

<概評>

貴大学では、2014（平成 26）年度からの 5 年間の計画を中期計画としてまとめ、その中で、内部質保証に向けて、システムの構築・展開、到達目標の明確化・可視化、自己点検・評価の実施と評価結果の活用、第三者評価の受審と評価結果の活用に取り組むことを明らかにしている。2013（平成 25）年度より「自己点検・評価委員会」を設置し、毎年自己点検・評価を組織的、計画的に実施しており、その成果は公的な刊行物・ホームページにより受験生を含む社会一般に対して適切に公表している。また、ホームページに学校教育法施行規則に定める事項、財務関係書類および自己点検・評価の結果を掲載し、受験生を含む社会一般に対して必要な情報を公表している。

学外者の意見を大学運営に反映するため、2013（平成 25）年に「外部評価委員会」を設置し、定期的な開催により第三者の意見を取り入れていることは内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるために有効である。

教職員レベルでは、教員業務評価、事務職員の勤務評価を実施し、委員会レベルでは、中期計画に沿って年度ごとの事業活動について評価がされ、教授会、研究科委員会での討議を経て、半期終了したところで学長のもと経営会議にて中間評価を行い、年度末には終了評価を行っている。今後は、これらの検証や評価を全学的な自己点検・評価活動に有機的に連携させるとともに、内部質保証システムを機能させることが期待される。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成 31）年 7 月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上